

重度訪問介護利用者等大学修学支援事業 （地域生活支援事業）の実施に伴う補正 予算について

健康福祉部障害福祉室

障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通学や学業中の支援は対象外となっていますが、重度障害者の社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（市町村地域生活支援促進事業）の重度訪問介護利用者等大学修学支援事業を活用し、重度障害者が大学等において修学するために必要な身体介護等の支援を実施します。

1 予算概要

地域生活支援事業（扶助費）

【歳出】扶助費 1,879 千円

【歳入】国補助金（地域生活支援事業費等補助金）939 千円（1/2補助）

府補助金（地域生活支援事業費等補助金）469 千円（1/4補助）

2 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業の概要

（1）事業概要

重度訪問介護対象者が大学等に修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業。

（2）対象者

大学等に在籍する重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で、両上肢・両下肢のうち二肢以上に麻痺がある等の要件を満たすかた）。

（3）本事業の対象となる大学等の要件

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、以下の要件を満たす学校。

- ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- ・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。